

【創立70周年記念大会】

シンポジウム

報告要旨：大塚 英明

保険購入者の法的保護—販売責任の法構造

早稲田大学 大塚 英明

1 損害保険契約の販売と業法 283 条

いわゆる「直販」が喧伝されているとはいえ、わが国の損害保険販売は、依然として、損害保険各社と損害保険代理店との間で締結される「損賠保険代理店委託契約」に基づき、損保各社が代理店に委ねるといって行われることが圧倒的に多い。保険業法 283 条 1 項によれば、「所属保険会社は…損害保険募集人が保険募集につき保険契約者に加えた損害を賠償する責めに任」じなければならない。この責任を民法 715 条の使用者責任と同種の特種な不法行為責任と捉えることに、現在のところ異論はないように思われる。だとすれば、保険会社が代理店等の募集人の行為に関して 283 条 1 項責任を負う法的根拠は、基本的に「使用者」に擬せられる保険会社自身の「帰責」に求められることになる。

2 保険会社の「帰責性」

法文の構造上、使用者自身の過失責任を示す最も明瞭な徴証は、民法 715 条 1 項但書にある。すなわち、「使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき」は、使用者は自らの不法行為責任を免れることができる。これに相当する規定は、保険業法 283 条 2 項にも挿入されている。代理店の場合に限定すれば、同項 3 号で「損害保険代理店の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めた」とき、所属保険会社は 283 条 1 項の責任から解放される。損害保険代理店委託契約は、単発的行為の委任ではない。それは継続性の強い委任契約である。そこで、「委託をする」ことへの注意とは、委託契約締結時の代理店選定に際しての注意だけに限られず、一般に、代理店に対する「日常の教育・指導をしているかどうか」をも含むものと解されている。したがって、代理店に対してのこのような監督的行動における懈怠こそが、保険業法 283 条 1 項による所属保険会社の責任の基礎を形成する。このように捉えると、代理店が「保険募集につき」保険契約者等に損害を及ぼした場合、不法行為等に基づき代理店に固有の責任が発生し、それについて所属保険会社が監督責任を怠った場合に、業法 283 条により保険会社の固有の責任が発生する。逆にいえば、監督義務違反がない場合には、保険会社に固有の損害賠償義務はないことになる。

【創立70周年記念大会】

シンポジウム

報告要旨：大塚 英明

3 283条の機能する範囲とは？

もっとも、法構造がこのように明確になろうとも、業法283条の実際に運用にこの明瞭性が反映されるとは限らない。所属保険会社の監督は、本来は代理店の「業務」の範囲内で行われる。とくに民法715条の外形標準説的な解釈を業法283条にも持ち込むなら、代理店の「付随業務」についても業法283条責任が問題とある場面があろう。だとすれば、代理店の業務範囲の分析、とくに「保険募集」と付随業務の区分は、業法283条の責任との関係で重要な意味を持つことになる。

4 伝統的法理の限界

ところで、保険業法上、業法283条以外に保険会社が固有の損害賠償責任を負う場合は規定されていない。しかし、この不法行為責任以外にも、保険会社の固有の責任が問題となる場合は存在するのではあるまいか。例えば、複雑な約款規定、とりわけ免責ないし担保範囲についての約款条項が存在する場合、その解釈しだいで保険金の支払が左右されることがある。当該免責規定等が契約者側に有利に解釈されるべきとされれば、契約そのものは有効に成立している以上、保険金が支払われる。言うまでもなくそれは契約責任の履行にすぎない。それに対して、当該免責規定等が保険会社側に有利に解釈されるとき、確かに契約者は契約責任としての保険金請求を行うことはできなくなる。ただし、解釈の混乱そのものにより損害を被ったとして、保険契約者が損害賠償請求を行うことは妨げられないはずである。当該約款が最終的に有効と判断された以上、保険金相当額を損害とすることは無理だとしても、保険契約者側の過失相当額等を相殺した残額を「損害」として、保険会社に賠償を求める可能性は残る。昨今、保険会社と代理店との業務分担について「製販分離」が語られる。これに即していえば、右の保険会社の責任は、業法283条のそれとは異なり、むしろ製造物責任（ないし瑕疵担保責任）に近いものと捉えることができよう。さらにこの場合の代理店の固有責任はどのように構成されるだろうか。製造サイドの責任が認定されれば販売サイドとしての代理店は一切の責任を免れるという、一種の二者択一関係が常に成立するのであろうか。それとも、代理店には募集時の説明義務違反等による固有責任が発生し、それが保険会社固有の責任と不真正連帯の関係に置かれるのだろうか。いずれと解するにせよそこでは、保険業法283条の想定外の構図が描かれることになる。

今回の報告は、損害保険募集における代理店委託のシステムを前提とした上で、そこにおいて生じることのある法的責任を再検証しようとするものである。